

「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ（案）」について

1 策定の趣旨

平成 21 年度に策定した現行の徳島県幼児教育振興アクションプランの実施期間の終了に伴い、平成 27 年 4 月から予定されている「子ども・子育て支援新制度」の趣旨である質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を踏まえて、幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画として策定する。

2 実施期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

3 プランの概要

（1）目指す幼児教育

- ①人間形成の基礎を培う幼児教育
- ②幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえた幼児教育
- ③全ての幼児に提供される質の高い幼児教育

（2）基本方針

- ①幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の充実
- ②保育者の資質及び専門性の向上
- ③発達や学びの連續性を踏まえた幼児教育の推進
- ④特別支援教育の充実
- ⑤家庭や地域社会との連携推進